

安全運行規定

武州交通興業の乗務員は、下記の事項を遵守し、事故の無い安全な運行に努めます。

- 1 最高速度の遵守及び道路状況に適應した安全速度を励行する。
- 2 割り込み及び無謀な車線変更の禁止。
- 3 安全な車間距離の保持をする。
- 4 脇見運転の禁止。
- 5 周囲の状況に注意し、それに應じた運転操作の励行をする。
- 6 事故など異常事態発生時に於ける緊急措置、旅客の退避等を励行する。
- 7 車両故障時における適正な応急措置を実行する。
- 8 踏切通過時は手前で必ず一時停止し、安全を十分に確認し通過する。
- 9 バック時は後方の安全確認の徹底、車掌が乗務する車両は車掌が運転手と連携をとって下車誘導する。
- 10 交差点右左折時は歩行者・自転車・他車の動向に十分注意する。
- 11 狭路での飛び出し注意・すれ違い時の譲り合いをする。

平成 20 年 4 月 1 日制定